

一般社団法人市場創造学会
『市場創造研究 梅澤伸嘉賞』審査規定

(目的)

1. この規定は、『市場創造研究』に掲載された「査読付論文」および「査読付研究ノート」から『市場創造研究 梅澤伸嘉賞』(以下、『梅澤賞』)を選出するための手続きと審査基準等について定めるものである。

(対象論文)

2. 本審査の対象となる論文は対象巻に掲載されている「査読付論文」および「査読付研究ノート」(以下、「論文等」)に限る。

(審査員)

3. (1)審査員は編集委員および(一社)市場創造学会の会長・副会長・事務局長・副事務局長が務めることとする。
(2)(1)の審査員を授賞論文選定委員(以下、選定委員)と定め、この中から委員長を1名任命する。

(一次審査の方法)

4. 一次審査は選定委員の3段階評価による点数制で行うものとする。
5. (1)選定委員は6.に掲げる「審査・判定基準」を参考にして、「論文等」それぞれについて、「梅澤賞」授賞の候補とするか否か(7.における協議の対象とするか否か)について判定し、(2)にしたがって点数をつける。
(2)点数は、「候補とする」を2点、「候補としてもよい」を1点、「候補としない」を0点とする。

(審査・判定基準)

6. (1)「成功商品開発」もしくは「市場創造」に役立つ内容であるか。
(2)ビジネス上の有用性・発展性があるか否か。
(3)アカデミックな貢献があるか否か。
(4)新規性・独創性があるか否か。

(授賞論文の決定)

7. 『梅澤賞』は5.による点数を「論文等」ごとに集計し、その結果をもとに選定委員にて協議し、最もふさわしいと認められた「論文等」1本に与えるものとする。
8. 7.において意見がわかれた場合には、選定委員長が最終決定を下すものとする。
9. 授賞論文に選定された「論文等」については、執筆者に剽窃等のセルフチェックを要請し、問題のないことを確認する。また、選定委員から疑義の念が示される場合には、別途、剽窃等チェックを行うことがある。

附則

- (1) この規定は、2015年12月1日から施行する。※2015年12月9日付承認済
- (2) 2018年7月24日一部改訂(審査員)3.(1)
- (3) 2019年3月31日一部改訂(審査の方法)4.5.、(授賞論文の決定)7.9.)
- (4) 2021年10月28日一部改訂(審査員)3.(1)
- (5) 2023年9月13日一部改訂(審査員)3.(1)、他微修正
- (6) 2024年9月18日一部改訂(審査員)3.(1)

以上